

議事録

- 1 財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）及び亜東関係協会は、1975年7月9日に台北において署名された「民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」（以下「1975年の取決め」という。）二に関連し、双方航空企業の航空業務の運営に係る諸問題につき、1994年8月29日から31日まで台北において協議を行った。
- 2 両協会は、1975年の取決め及び合意議事録を修正することについて別添1のとおり合意した。この1975年の取決め及び合意議事録の修正は、1994年9月2日に効力を生じせしめるものとし、両協会はその実施について必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力することに合意した。
- 3 両協会は、上記2に関連し、別添2から4までのとおり合意した。ただし、これらの合意は、1975年の取決めの修正が効力を生じた日に効力を生じるものとする。
- 4 交流協会が上記2の修正後の1975年の取決め一の一に基づき亜東関係協会に通知する2社目の航空企業は、エア・ニッポン（ANK）とし、亜東関係協会が取決め一の二に基づき交流協会に通知する2社目の航空企業は、長栄航空（EVA）とする意図を有することを相互に確認した。
- 5 このほか、両協会は日台間の輸送は主として定期便によって輸送されるべきであり、不定期便（含む臨時便）はこれを補完する性格を有するものであるとの原則を確認した。
- 6 亜東関係協会は、交流協会に台湾側民間航空機が日本の関西国際空港に就航することにつき、継続協議を近く行いたい旨強く求めた。交流協会は、今次協議においては右要求への対応が困難であるが、右要求に留意するとした。

1994年8月31日

台北にて

財団法人 交流協会

杉本信行

杉本 信行

亜東関係協会

林錦清

林 錦清

民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決めの修正に関する取決め

財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）及び亜東関係協会は、千九百七十五年七月九日に締結した「民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」（以下「千九百七十五年の取決め」という。）の二に基づき、次の通り合意した。

一 千九百七十五年の取決め一の1及び2を次のように修正する。

1 交流協会が亜東関係協会に対して通知する一又は二の航空企業は、次に掲げる商業航空路線において定期航空業務を運営する。

(a) 日本内の地点—台北及び（又は）高雄—アジアにおける六地点

2

(b) 日本内の地点—台北—マニラ
(c) 名古屋—台北及び（又は）高雄
(d) 福岡—台北及び（又は）高雄

亜東関係協会が交流協会に対して通知する一又は二の航空企業は、次に掲げる商業航空路線において定期航空業務を運営する。

- (a) 台北及び（又は）高雄—東京（羽田）—ホノルル—サン・フランシスコ又はロス・アンゼルス
- (b) 台北及び（又は）高雄—東京（羽田）—アンカレッジ—サン・フランシスコ
- (c) 台北及び（又は）高雄—東京（羽田）及び（又は）福岡—釜山及びソウル

(d) 台北及び（又は）高雄―名古屋

二 千九百七十五年の取決め一の5を次のように修正する。

5 1及び2にいう定期航空業務の運営に関し、必要な輸送力等は両協会間で合意するものとする。

三 千九百七十五年の取決め一の6を8とし、5の次に以下のようにならに新たに追加する。

6 1及び2にいう定期航空業務の運営に関し、1及び2にいう関係航空企業は、国際航空運送協会が提示する運賃を参考にして、当該業務に対する運賃を定め、双方の航空当局に申請し認可を受けるものとする。

7 1及び2にいう定期航空業務の運営に関し、1及び2にいう関係航空企業は、業務代理等に関する業務取決め

を締結するものとする。

四 この取決めは、双方が署名を完了した日に効力を生ずる。

この取決めは、千九百七十五年の取決めが有効である限り効力を有する。

この取決めは、ひとしく正文である日本語及び中国語により作成し、以上の証拠として、千九百九十四年八月三十一日に台北において亜東関係協会の代表が、及び千九百九十四年九月二日に東京において交流協会の代表がこれに署名した。

財団法人交流協会代表

服部禮次郎

亜東関係協会代表

馬紀壯

合意議事録

千九百七十五年七月九日に署名された「民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と亞東關係協会との間の取決め」に関連して作成された合意議事録の(六)の規定を削除する。これに伴い、同合意議事録の(七)の番号を(六)に改める。

千九百九十四年九月二日

財団法人交流協会代表

服部禮次郎

千九百九十四年八月三十一日

亞東關係協会代表

馬紀壯

(別添2)

財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）及び亜東関係協会は、本議事録別添1の「民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決めの修正に関する取決め」により修正された1975年7月9日に台北において署名された「民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」（以下「取決め」という。）一の5に基づき、日台間の定期航空業務の運営に関し、必要な輸送力を次のとおり取り決める。

1 旅客輸送力

(1) 日本側航空企業：週間76.5単位

(注) このうち

- 1 以遠区間に係る輸送力は、週間12.0単位とする。
- 2 取決め一の1の(a)及び(b)の路線に係る輸送力は、週間63.0単位とする。
- 3 取決め一の1の(c)の路線に係る輸送力は、週間7.5単位(週5便まで)とする。
- 4 取決め一の1の(d)の路線に係る輸送力は、週間6.0単位(週4便まで)とする。

(2) 台湾側航空企業：週間66.5単位

(注) このうち

- 1 以遠区間に係る輸送力は、週間12.0単位(東京以遠区間は、週9.0単位)とする。ただし、東京以遠太平洋区域にB747を使用して週5便を運航する場合は、以遠区間に係る輸送力は、週間13.0単位(東京以遠区間は、週10.0単位)とする。
- 2 取決め一の2の(a)、(b)及び(c)の路線に係る輸送力は、週間59.0単位とする。ただし、このうち取決め一の2に基づき亜東関係協会が交流協会に対して通知する二社目の航空企業は福岡-台北路線のみを運航することとし、その輸送力は、週間6.0単位(週4便まで)とする。
- 3 取決め一の2の(d)の路線に係る輸送力は、週間7.5単位(週5便まで)とする。

(3) 取決め一の2に基づき亜東関係協会が交流協会に対して通知する二社目の航空企業及び取決め一の1に基づき交流協会が亜東関係協会に対して通知する二社目の航空企

業は、福岡－台北路線においてそれぞれの輸送力の枠内で、双方の航空当局の承認する商業上の取決めを行うことを条件として共同運航を行うことができる。

2 貨物輸送力：現状のとおりとする。すなわち、

(1) 日本側航空企業：週間4.0単位

(注) このうち、2.0単位は、東京－台北路線において使用するものとする。

(2) 台湾側航空企業：週間2.0単位

3 機材係数

B737	0.7単位
B767	1.25単位
DC10/L1011/A300/	1.5単位
MD11(300席未満)/B747SP	
MD11(300席以上)/B747/	2.0単位
B747F	

(別添3)

財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）と亜東関係協会は、本議事録別添1の「民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決めの修正に関する取決め」により修正された1975年7月9日に台北において署名された「民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」（以下「取決め」という。）一の7に基づく関係航空企業間の業務取決めに関し、次のとおり取り決める。

- 1 日本アジア航空と中華航空（台湾）との間、及び取決め一の2に基づき亜東関係協会が交流協会に対して通知する二社目の航空企業と取決め一の1に基づき交流協会が亜東関係協会に対して通知する二社目の航空企業との間のそれぞれで取決め一の7にいう業務代理等に関する業務取決めに縮結し、両協会の承認を得るものとする。
- 2 1の業務取決めには少なくとも次の趣旨の内容を含むものとする。
 - 両企業は、相手の領域においては、相互にGSA及びグランドハンドリングについて委任すること。
 - 相手の領域において、連絡駐在員を派遣する場合には、その定員につき双方が合意すること。

(別添4)

財団法人交流協会と亜東関係協会は、本議事録別添1の「民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決めの修正に関する取決め」により修正された1975年7月9日に台北において署名された「民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」(以下「取決め」という。)一の5に基づき、日台間の旅客チャーター便の運航について次のとおり取り決める。

- 1 旅客チャーター便の運航は、原則として取決め一の1及び2にいう航空企業に限り認められること。
- 2 旅客チャーター便の運航は、原則として取決め一の1及び2に掲げる商業航空路線以外の路線に限り認められること。
- 3 旅客チャーター便の年間の総数は、それぞれ400便までとする。いずれの一方の協会が、その航空企業の旅客チャーター便の総数がこの制限を超えることとなる可能性があると判断した場合は、事前に他方の協会に対しその旨通知し、同意を得るものとする。